

#### 別表第七 有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等(第二十八条関係)

- 一 有害物質を取り扱う場所又は保管する場所(以下この表で「作業場等」という。)の床は、コンクリート造り等であって、その表面は耐性のある材質で被覆が施されている構造であること。
- 二 作業場等の周囲は、排水、廃液等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝又はためます(第六号で「防液堤等」という。)を設けた構造であること。
- 三 薬品槽等は、床面から離して設置する等、漏えいを確認できる構造であること。
- 四 薬品槽等からの送液は配管により行い、送液過程での漏えいを確認できる構造であること。
- 五 薬品槽の液面、バルブ類については、作業の前後等に点検し、漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずるとともに漏えい箇所の補修を行うこと。
- 六 作業場等の床面、防液堤等については、定期的に点検し、亀裂等を発見した場合は、直ちに補修すること。